

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年4月13日

【計算期間】 第20特定期間(自平成20年7月16日 至平成21年1月15日)

【ファンド名】 LM・ワールド・ボンド・オープン

【発行者名】 レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田島 廣久

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 藤田 剛志

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【電話番号】 03-5219-5700

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「LM・ワールド・ボンド・オープン」（以下「当ファンド」ということがあります。）は、日本を含む世界先進主要国の公社債を主要投資対象とし、安定した利子等収益の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、契約型の追加型株式投資信託でバランス型^{*}に属します。格付は取得していません。信託金の限度額は、信託約款の規定により5,000億円となっております。ただし、委託会社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）は、受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

^{*}「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。当ファンドは、公社債中心に運用を行うものに該当します。

<ファンドの特色>

日本を含む世界先進主要国の公社債を主要投資対象とします。投資を行う債券は、原則としてA格相当以上の格付を有するものとし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

ポートフォリオの為替変動リスクの軽減を図るため、対円で100%ヘッジを行う一方で、為替予約取引等を活用することにより、為替相場の変動を捉えて為替差益の獲得を目指します（ただし、為替変動リスクが伴います。）。

長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

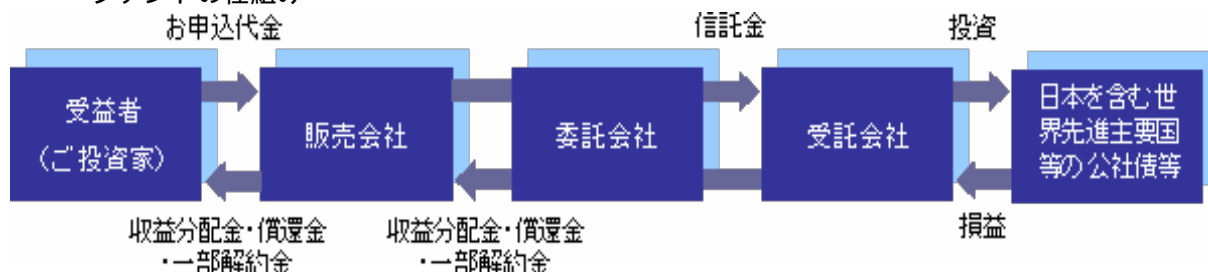
「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に、運用の指図に関する権限を委託します。

<繰上償還の実施について>

委託会社は、当ファンドの繰上償還を行うにあたり、平成21年2月25日現在の受益者を対象として、平成21年2月25日から平成21年3月30日まで異議申立てを受付けました。この結果、異議申立を行った受益者の受益権口数の合計が当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えなかったため、信託終了日を平成21年5月11日とする投資信託契約の解約に関する届出を、平成21年4月8日に行いました。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）

三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）

（受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。）

「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」（以下「投資顧問会社」ということがあります。）

三菱UFJ証券株式会社（以下「販売会社」ということがあります。）

委託会社の概況

資本金の額

1,000百万円（平成21年4月13日現在）

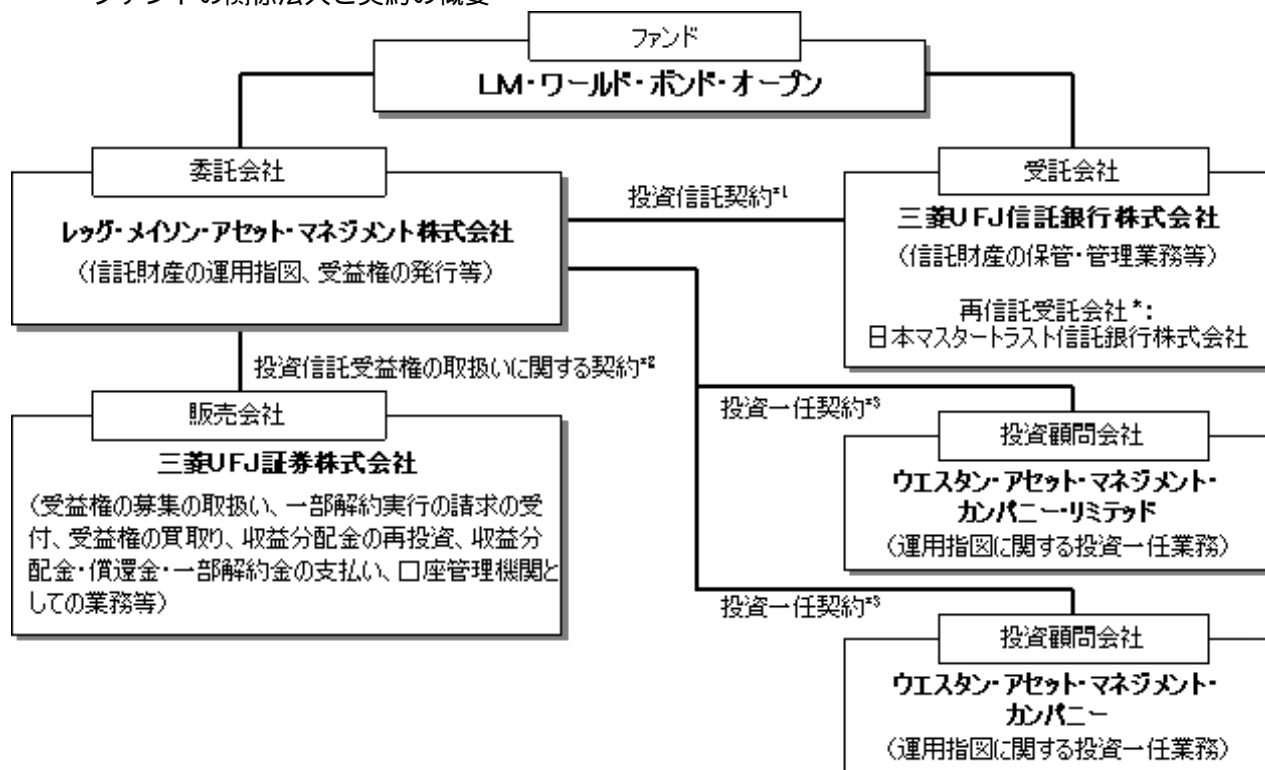
沿革

平成10年4月28日	ソロモン投信委託株式会社設立
平成10年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
平成10年11月30日	投資顧問業登録
平成11年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年10月1日	スミス パーニー投資顧問株式会社と合併 「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年9月30日	金融商品取引業登録

大株主の状況（平成21年4月13日現在）

名称	レグ・メイソン・インク
住所	アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市ライトストリート100
所有株式数	78,270株
持株比率	100%

ファンドの関係法人と契約の概要



* 受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

*1 投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に定められた事項にしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されます。主要な内容は、運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理及び運用指図に関する事項等です。

当契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

*2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

当契約は、委託会社が販売会社に当ファンドに係る業務を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、受益権の募集の取扱い、一部解約実行の請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務に関する事務等、広告・宣伝に係る取決め、紛争処理責任、法令等の遵守等です。

当契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに双方とも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

*3 投資一任契約

当契約は、委託会社が投資顧問会社に当ファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間での取決めが定められており、主な内容は、投資の基本方針の遵守、秘密保持、必要経費の負担に係る取決め、投資顧問報酬、法令等の遵守等です。

当契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1

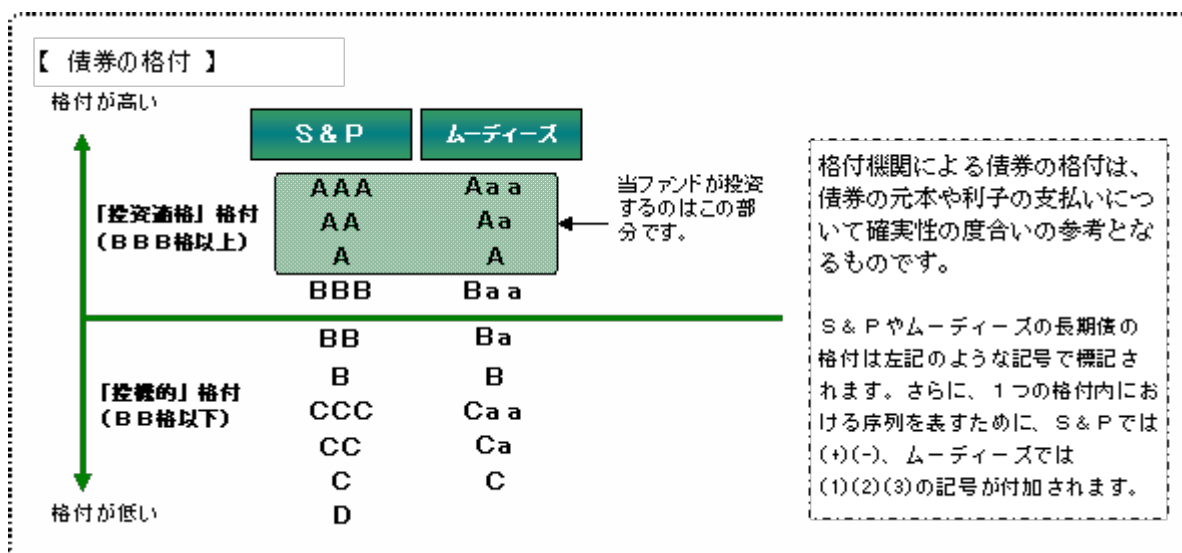
日本を含む世界先進主要国の公社債を主要投資対象とし、安定した利子等収益の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

安定した分配（原則として年6回（奇数月の各15日））を目指して運用を行います。

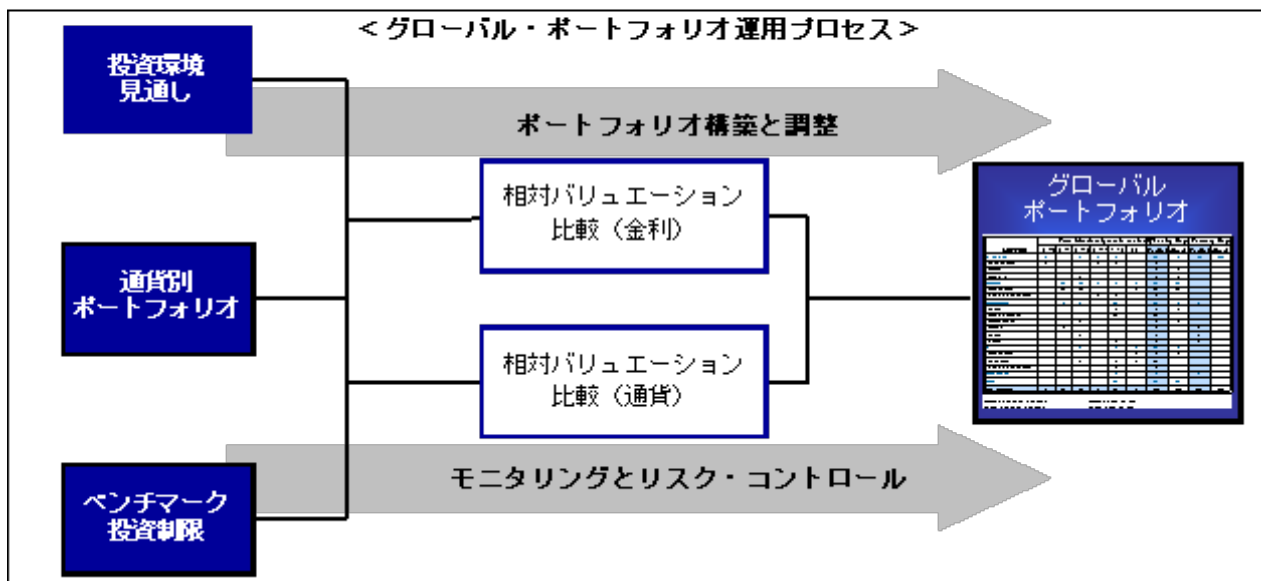
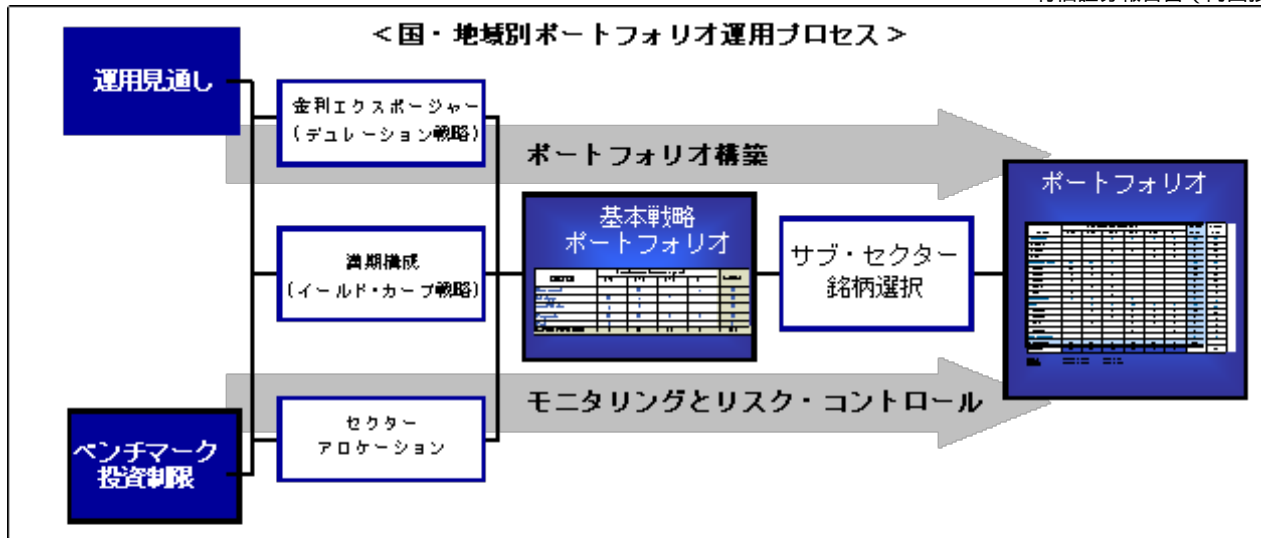
（注）運用状況については、下記「5.運用状況」をご参照ください。ただし、当該実績は過去の成績であり、将来の運用成績を予測あるいは保証するものではありません。

組入債券は、原則としてA格相当以上の格付を有するものとし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

個別銘柄の選択においては、ボトムアップ・リサーチによる調査を実施し、流動性及び発行規模といった要因も考慮しつつ、割安と判断される銘柄の発掘を行います。



長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

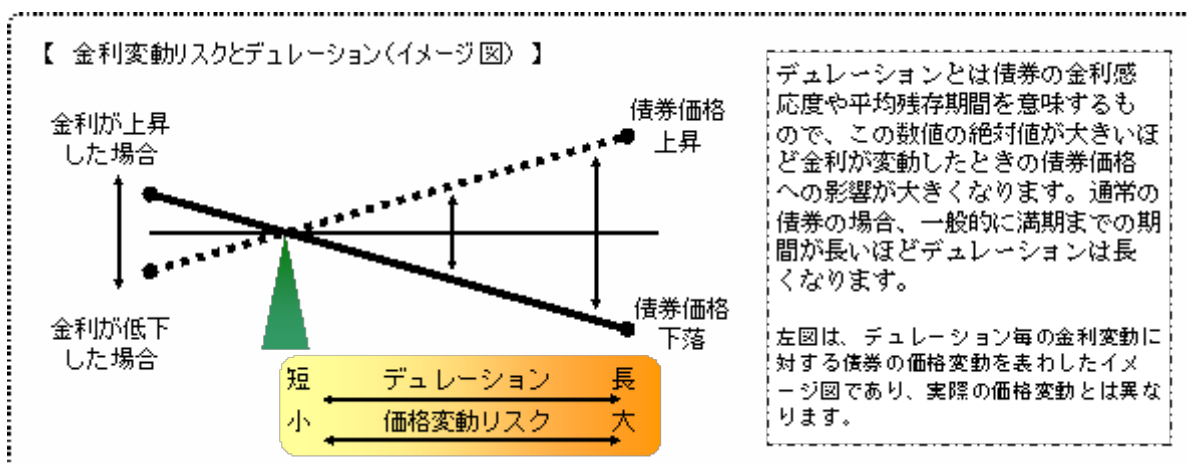


(注) 運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

2

債券先物取引等を活用し、ある市場の金利変動や複数の市場間の金利差の変動等を捉えて、キャピタルゲインの獲得を目指します。

ポートフォリオのデュレーション・コントロールを行い、金利変動リスクの抑制を図ります。



3

原則として、為替ヘッジを行うことを基本とした上で、為替予約取引等を活用して超過収益の獲得を目指します。

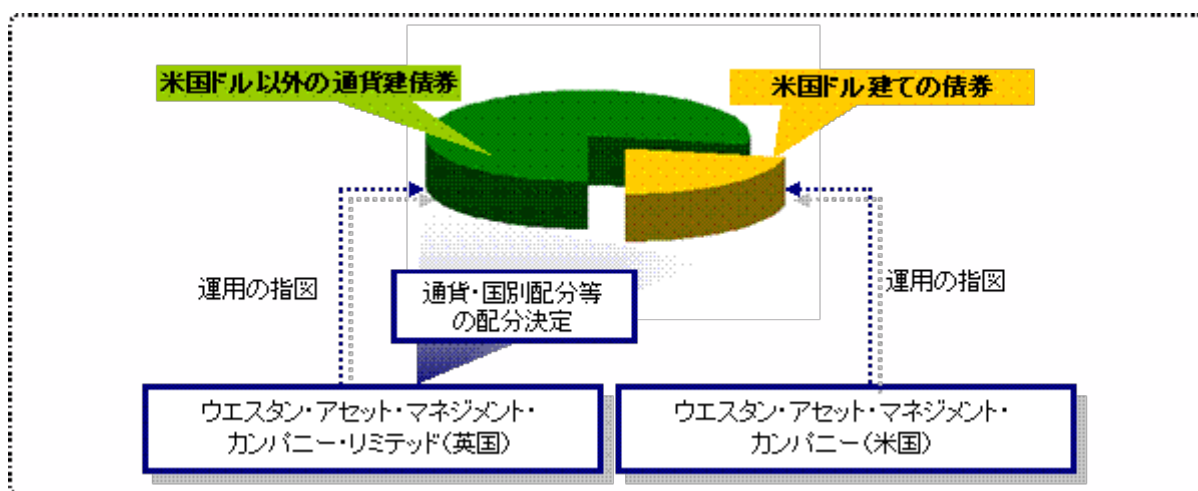
ヘッジ目的以外の為替予約取引等の活用は、一通貨あたり信託財産の純資産総額の - 40% ~ + 40% の範囲内とします。

多通貨に分散投資を行い円相場のみならず左右されない安定した運用を目指します（ただし、為替変動リスクが伴います。）。

4

当ファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに委託します。



その他の投資方針

- ・国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- ・信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第14条）

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

- (5)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。)に係る権利
- (6)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(4)までに掲げるものに該当するものを除きます。)

(ハ)金銭債権

(二)約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社(投資顧問会社を含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)に投資することを指図しません。(約款第15条第1項)

1.国債証券

2.地方債証券

3.特別の法律により法人の発行する債券

4.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

5.転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券

6.コマーシャル・ペーパー

7.外国または外国の者の発行する証券で、上記1.から6.までの証券または証書の性質を有するもの

8.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

9.外国法人が発行する譲渡性預金証書

10.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

11.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

12.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

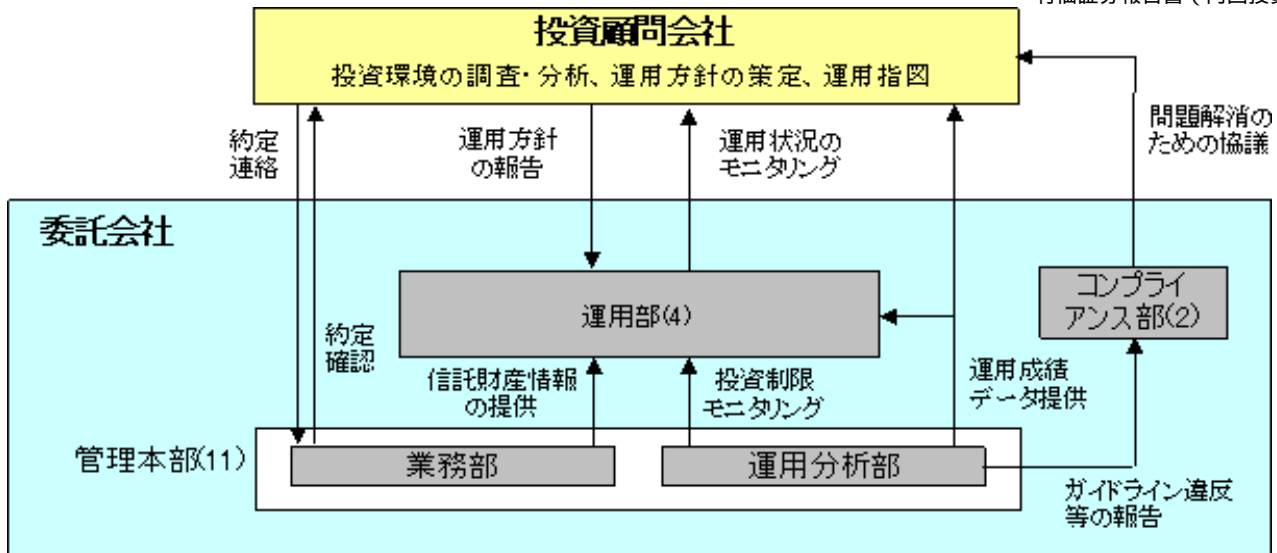
なお、前5.の証券および7.の証券のうち5.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、1.から4.までの証券および7.の証券のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記の1.(の口)から(二)までに掲げる特定資産及び上記の2.に掲げる資産により運用することの指図ができます。(約款第15条第2項)

(3)【運用体制】

ファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(投資顧問会社)及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー(投資顧問会社)が行います。

1.ファンドの運用体制



(注) ()は平成21年2月末現在の各部署に属する人数(管理本部は、上記業務に従事する人数)を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資顧問契約書を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン(運用目標、投資対象、投資制限等)を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資顧問契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資顧問契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限に従った状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

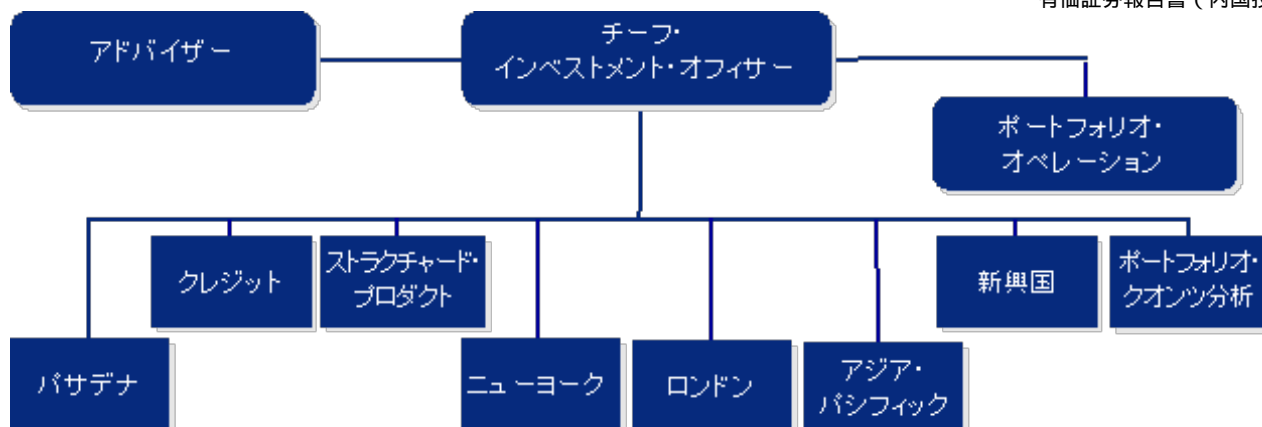
委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネージャー及びファンドの運用に関係する各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。

上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」に従って業務が遂行されます。

(参考) 投資顧問会社の運用体制

ファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資顧問契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

<ウエスタン・アセットの運用体制>



上記は、投資顧問会社2社を含めたウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。

（注）ファンドの運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

2. 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

(4) 【分配方針】

2ヵ月に1回（毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各15日、休業日の場合は翌営業日。）に、決算を行い、原則として次の通り収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保金の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金は、税金を差引いた後、原則として自動けいぞく投資契約に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により収益分配金を受益者に支払う場合もあります。

信託財産から生ずる毎計算期間末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期間末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

信託財産の運用は、以下に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は以下の通りです。

株式への投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第15条第3項及び第18条）

a. 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使した場合に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超える

こととなる投資の指図をしません。

投資する株式の範囲（約款第17条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（国内外の有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」及び約款第22条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への投資割合については特に制限を設けません。

先物取引等の運用指図（約款第19条）

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債について下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（約款第32条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- (イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

(ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c.上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

外国為替予約取引の指図（約款第24条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b.上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c.上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第23条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

受託会社による資金の立替え（約款第34条）

a.信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

(1)慎重な投資の判断を行うために、当ファンドの取得申込者には、当ファンドの投資目的及びリスクの認識が求められます。

当ファンドは、主に外貨建公社債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入債券の値動き及び為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。

金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

デリバティブ活用のリスク

ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

資金流出に伴う留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことにより当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

収益分配に関する留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。このため一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。

その他の留意点

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

投資顧問会社におけるリスク管理体制

ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社は、投資顧問会社のリスク管理体制が適切か、モニタリングを行います。また、問題が発生した場合には、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに連絡され、必要な措置が講じられます。

（注）リスク管理体制等は、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額（1万口当たり）です。手数料率の上限は2.1%（税抜2.0%）となっております。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

（注）お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（注）手数料及び申込方法の詳細は販売会社または委託会社（03-5219-5940（営業日の午前9時から午後5時まで））にお問合せください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含む。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の112.35（税抜107）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、下記の通りとします。

内 訳		
委託会社	販売会社	受託会社
0.5250%（税抜0.50%）	0.5250%（税抜0.50%）	0.0735%（税抜0.07%）

投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払いますので、信託財産中からの直

接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

- a. 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- b. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- c. 外貨建資産の保管等に要する費用
- d. 借入金の利息
- e. 信託財産に関する租税
- f. 受託会社の立替えた立替金の利息
- g. 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

上記のa. からf. までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含む。）は、発生の日、あるいは毎計算期間末または信託終了のときに、実際に発生した金額が信託財産中から支弁されます。

上記のg. の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含む。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額を、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

上記のa. からf. までに掲げる各費用については、運用状況等により変動するものであり、予めこれを見積もることが困難であるため、費用毎の金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することはできません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。課税上の取扱いの内容は、平成21年4月7日現在のものであり、今後、税制改正等により変更となる場合がありますので、ご留意ください。また、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署にご確認ください。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配時、一部解約時、償還時及び買取請求時の課税

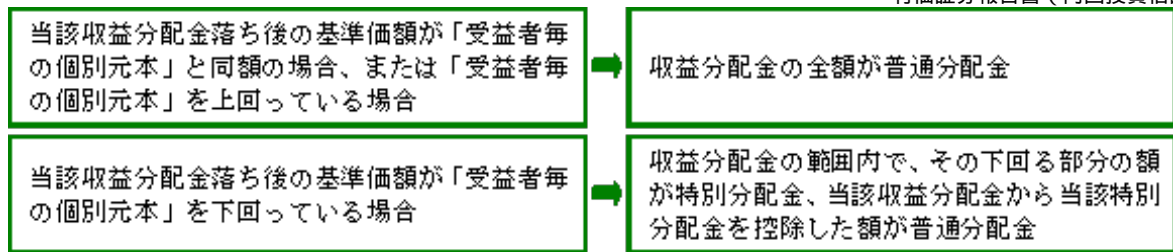
収益分配時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金^{*1}について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 平成23年12月31日まで 10%（所得税7%、地方税3%） ・ 受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約時 償還時 買取請求時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部解約、償還または買取請求による譲渡益（解約価額、償還価額または買取価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した額）が上場株式等の譲渡所得等として課税対象となり、同じ年に他の上場株式等の譲渡損益がある場合は合算した金額について、申告分離課税が適用されます。なお、適用される税率は次の通りです。 平成23年12月31日まで 10%（所得税7%、地方税3%） ・ 特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細については、販売会社にお問合せください。

*1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本^{*2}から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 受益者が収益分配金を受取る際 >



*2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

損益通算及び繰越控除

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、確定申告を行うことにより、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ）から控除することができます。また、その年に控除しきれない損失については、確定申告を行うことにより、翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡益及び上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。

配当控除制度の適用の有無について

配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（平成24年1月1日以降は15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。益金不算入制度は適用されません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年2月末現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	17,803,865	3.12
	カナダ	20,529,198	3.60
	ドイツ	72,203,730	12.66
	フランス	63,827,622	11.19
	イギリス	127,357,160	22.32
	オランダ	42,094,311	7.38
	スペイン	41,350,800	7.25
	ポーランド	19,507,676	3.42
	小計	404,674,362	70.94
地方債証券	カナダ	50,307,750	8.82
社債券	アメリカ	20,459,715	3.59
	ドイツ	3,813,860	0.67
	イギリス	38,131,569	6.68
	オランダ	3,332,733	0.58
	ベルギー	9,211,860	1.61
	アイルランド	2,845,020	0.50
	チャンネル諸島	6,145,996	1.08
	小計	83,940,753	14.71
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)		31,568,888
合計(純資産総額)		570,491,753	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建/売建	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物	US 5YR 0906	CBOT	売建	68,300,415	11.97
	US 2YR 0906	CBOT	買建	148,081,283	25.96
	US 10YR 0906	CBOT	買建	58,724,209	10.29
	US 30YR 0906	CBOT	売建	12,184,986	2.14
	ES 2YR 0906	EUX	買建	241,849,721	42.39
	EB 5YR 0903	EUX	買建	420,197,415	73.66
	EB 10YR 0903	EUX	売建	510,193,975	89.43
	AU 10YR 0903	SFE	買建	14,453,229	2.53
	UK 10YR 0906	LIFFE	買建	33,243,840	5.83
	債券オプション	RXK9 C 0905	EUX	買建	626,119
RXK9 P 0905		EUX	売建	1,416,222	0.25
金利オプション	LH90 C 0903	LIFFE	買建	2,535,192	0.44

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成21年2月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	国債証券	UK TREASURY	760,000.00	15,147.84 115,123,652	15,217.06 115,649,659	5.000000	2012/3/7	20.27
2	カナダ	地方債証券	ONTARIO PROVINCE	50,000,000.00	100.66 50,333,200	100.61 50,307,750	1.875000	2010/1/25	8.82
3	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	350,000.00	13,615.11 47,652,888	13,520.44 47,321,561	4.500000	2013/1/4	8.29
4	フランス	国債証券	FRENCH TREASURY NOTE	350,000.00	13,119.06 45,916,712	13,048.95 45,671,340	3.750000	2013/1/12	8.01
5	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	320,000.00	13,262.79 42,440,943	13,154.47 42,094,311	4.250000	2013/7/15	7.38
6	スペイン	国債証券	SPAIN GOVT	320,000.00	13,013.09 41,641,896	12,922.12 41,350,800	4.200000	2013/7/30	7.25
7	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	188,000.00	13,306.02 25,015,326	13,235.19 24,882,169	3.750000	2015/1/4	4.36

8	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	240,000.00	8,741.85 20,980,451	8,553.83 20,529,198	4.000000	2016/6/1	3.60
9	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	150,000.00	12,373.83 18,560,757	12,104.18 18,156,282	4.000000	2055/4/25	3.18
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	160,000.00	11,744.84 18,791,746	11,127.41 17,803,865	4.750000	2017/8/15	3.12
11	イギリス	国債証券	UK TREASURY	80,000.00	14,683.90 11,747,120	14,634.37 11,707,501	4.750000	2010/6/7	2.05
12	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	350,000.00	2,766.45 9,682,586	2,536.45 8,877,606	5.750000	2022/9/23	1.56
13	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	254,000.00	2,848.73 7,235,793	2,715.30 6,896,865	6.250000	2015/10/24	1.21
14	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK PLC	50,000.00	12,916.87 6,458,435	12,957.94 6,478,970	4.250000	2011/10/27	1.14
15	イギリス	社債券	ALLIANC LEIC BLD	50,000.00	12,331.16 6,165,584	12,520.42 6,260,211	5.000000	2010/10/4	1.10
16	チャネル諸島	社債券	HSBC CAPITAL FDG FRN	55,000.00	13,601.25 7,480,692	11,174.53 6,145,996	8.208000	2049/6/30	1.08
17	ベルギー	社債券	FORTIS BANK SA/NV	55,000.00	12,516.30 6,883,969	11,129.74 6,121,357	5.757000	2017/10/4	1.07
18	アメリカ	社債券	MERRILL LYNCH	50,000.00	12,361.72 6,180,864	12,185.78 6,092,891	6.750000	2013/5/21	1.07
19	イギリス	社債券	STANDARD CHARTERED BANK	50,000.00	11,424.65 5,712,325	10,084.43 5,042,216	5.875000	2017/9/26	0.88
20	イギリス	社債券	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	50,000.00	12,908.26 6,454,131	9,946.19 4,973,097	6.934000	2018/4/9	0.87
21	イギリス	社債券	ABBEY NATIONAL PLC FRN	60,000.00	9,449.35 5,669,611	7,823.47 4,694,086	6.984000	2049/8/29	0.82
22	アメリカ	社債券	PROCTER & GAMBLE	40,000.00	10,137.75 4,055,103	10,063.66 4,025,465	6.875000	2009/9/15	0.71
23	イギリス	社債券	HSBC HOLDING PLC	40,000.00	9,974.95 3,989,981	9,914.77 3,965,908	7.500000	2009/7/15	0.70
24	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	40,000.00	9,895.02 3,958,008	9,802.71 3,921,084	6.650000	2009/5/15	0.69
25	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	140,000.00	2,664.67 3,730,546	2,666.57 3,733,205	6.000000	2009/5/24	0.65
26	ドイツ	社債券	MUNICH RE FRN	50,000.00	7,652.56 3,826,284	7,143.22 3,571,612	5.767000	2049/6/29	0.63
27	ベルギー	社債券	KBC BANK NV FRN	63,000.00	7,300.24 4,599,156	4,905.56 3,090,503	6.202000	2049/12/19	0.54
28	アメリカ	社債券	UNICREDITO ITAL CAP FRN	50,000.00	8,858.50 4,429,252	5,936.40 2,968,200	5.396000	2049/10/29	0.52
29	イギリス	社債券	DIGNITY FINANCE PLC	21,228.86	12,852.73 2,728,489	13,514.15 2,868,900	6.310000	2023/12/31	0.50
30	アイルランド	社債券	GE CAPITAL UK FUNDING	20,000.00	14,309.28 2,861,856	14,225.10 2,845,020	5.875000	2012/11/1	0.50

(注1) 変動利付債券は平成21年2月末現在の利率です。

(注2) 平成21年2月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成21年2月末現在

種類	投資比率(%)
国債証券	70.94
地方債証券	8.82
社債券	14.71
合計	94.47

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成21年2月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買 区分	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
----	----	-----	-----	----------	----	----	------	-------	--------------	-------------

債券先物	アメリカ	CBOT	US 5YR 0906	売建	6	ドル	702,789.00	698,296.86	68,300,415	11.97
	アメリカ	CBOT	US 2YR 0906	買建	7	ドル	1,517,246.76	1,513,968.75	148,081,283	25.96
	アメリカ	CBOT	US 10YR 0906	買建	5	ドル	603,690.65	600,390.65	58,724,209	10.29
	アメリカ	CBOT	US 30YR 0906	売建	1	ドル	126,707.19	124,578.13	12,184,986	2.14
	ドイツ	EUX	ES 2YR 0906	買建	18	ユーロ	1,950,431.40	1,946,790.00	241,849,721	42.39
	ドイツ	EUX	EB 5YR 0903	買建	29	ユーロ	3,375,345.60	3,382,415.00	420,197,415	73.66
	ドイツ	EUX	EB 10YR 0903	売建	33	ユーロ	4,129,236.30	4,106,850.00	510,193,975	89.43
	オーストラリア	SFE	AU 10YR 0903	買建	2	オーストラリアドル	232,792.54	228,798.94	14,453,229	2.53
	イギリス	LIFFE	UK 10YR 0906	買建	2	ポンド	240,024.00	238,000.00	33,243,840	5.83
	債券オプション	ドイツ	EUX	RXK9 C 0905	買建	6	ユーロ	8,773.80	5,040.00	626,119
ドイツ		EUX	RXK9 P 0905	売建	6	ユーロ	9,046.20	11,400.00	1,416,222	0.25
金利オプション	イギリス	LIFFE	LH90 C 0903	買建	4	ポンド	20,025.00	18,150.00	2,535,192	0.44

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 評価額は、平成21年2月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間 (平成11年7月15日)	16,222,975,745	16,525,746,393	9,760	9,945
第2特定期間 (平成12年1月15日)	9,190,263,261	9,397,512,079	9,219	9,399
第3特定期間 (平成12年7月17日)	5,836,436,603	5,975,857,909	8,684	8,864
第4特定期間 (平成13年1月15日)	4,294,646,428	4,391,642,869	8,725	8,905
第5特定期間 (平成13年7月16日)	3,733,269,119	3,814,896,877	8,479	8,659
第6特定期間 (平成14年1月15日)	3,575,175,088	3,651,358,969	8,508	8,688
第7特定期間 (平成14年7月15日)	3,273,267,412	3,330,867,306	8,145	8,285
第8特定期間 (平成15年1月15日)	2,749,260,103	2,793,154,743	8,084	8,204
第9特定期間 (平成15年7月15日)	2,403,379,964	2,440,190,876	8,096	8,216
第10特定期間 (平成16年1月15日)	2,237,751,480	2,271,909,866	7,982	8,102
第11特定期間 (平成16年7月15日)	1,948,189,882	1,978,472,444	7,857	7,977
第12特定期間 (平成17年1月17日)	1,792,093,986	1,820,807,893	7,681	7,801
第13特定期間 (平成17年7月15日)	1,670,002,122	1,697,312,429	7,436	7,556
第14特定期間 (平成18年1月16日)	1,468,937,333	1,493,970,889	7,261	7,381
第15特定期間 (平成18年7月18日)	1,228,501,560	1,250,235,159	6,995	7,115
第16特定期間 (平成19年1月15日)	1,144,244,057	1,164,411,856	6,913	7,033
第17特定期間 (平成19年7月17日)	793,344,948	808,292,871	6,643	6,763
第18特定期間 (平成20年1月15日)	732,134,222	745,800,498	6,585	6,705
第19特定期間 (平成20年7月15日)	654,296,122	667,046,204	6,225	6,345
第20特定期間 (平成21年1月15日)	590,218,386	602,123,863	6,251	6,371
平成20年2月末	714,081,465	-	6,529	-
3月末	690,090,979	-	6,408	-
4月末	680,283,725	-	6,393	-
5月末	670,663,083	-	6,318	-
6月末	659,714,063	-	6,271	-
7月末	653,194,543	-	6,248	-
8月末	646,352,187	-	6,255	-
9月末	628,883,066	-	6,134	-
10月末	624,293,427	-	6,221	-
11月末	620,305,757	-	6,200	-
12月末	618,435,831	-	6,279	-
平成21年1月末	582,755,190	-	6,166	-
2月末	570,491,753	-	6,068	-

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

期間	分配金(円)
第1特定期間 (自平成10年12月30日至平成11年7月15日)	185
第2特定期間 (自平成11年7月16日至平成12年1月15日)	180

第3特定期間	(自平成12年1月16日至平成12年7月17日)	180
第4特定期間	(自平成12年7月18日至平成13年1月15日)	180
第5特定期間	(自平成13年1月16日至平成13年7月16日)	180
第6特定期間	(自平成13年7月17日至平成14年1月15日)	180
第7特定期間	(自平成14年1月16日至平成14年7月15日)	140
第8特定期間	(自平成14年7月16日至平成15年1月15日)	120
第9特定期間	(自平成15年1月16日至平成15年7月15日)	120
第10特定期間	(自平成15年7月16日至平成16年1月15日)	120
第11特定期間	(自平成16年1月16日至平成16年7月15日)	120
第12特定期間	(自平成16年7月16日至平成17年1月17日)	120
第13特定期間	(自平成17年1月18日至平成17年7月15日)	120
第14特定期間	(自平成17年7月16日至平成18年1月16日)	120
第15特定期間	(自平成18年1月17日至平成18年7月18日)	120
第16特定期間	(自平成18年7月19日至平成19年1月15日)	120
第17特定期間	(自平成19年1月16日至平成19年7月17日)	120
第18特定期間	(自平成19年7月18日至平成20年1月15日)	120
第19特定期間	(自平成20年1月16日至平成20年7月15日)	120
第20特定期間	(自平成20年7月16日至平成21年1月15日)	120

(注) 分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金(1万口当たり)の合計金額を記載しております。

【収益率の推移】

期間	収益率(%)	
第1特定期間	(自平成10年12月30日至平成11年7月15日)	0.55
第2特定期間	(自平成11年7月16日至平成12年1月15日)	3.69
第3特定期間	(自平成12年1月16日至平成12年7月17日)	3.85
第4特定期間	(自平成12年7月18日至平成13年1月15日)	2.54
第5特定期間	(自平成13年1月16日至平成13年7月16日)	0.75
第6特定期間	(自平成13年7月17日至平成14年1月15日)	2.46
第7特定期間	(自平成14年1月16日至平成14年7月15日)	2.62
第8特定期間	(自平成14年7月16日至平成15年1月15日)	0.72
第9特定期間	(自平成15年1月16日至平成15年7月15日)	1.63
第10特定期間	(自平成15年7月16日至平成16年1月15日)	0.07
第11特定期間	(自平成16年1月16日至平成16年7月15日)	0.06
第12特定期間	(自平成16年7月16日至平成17年1月17日)	0.71
第13特定期間	(自平成17年1月18日至平成17年7月15日)	1.63
第14特定期間	(自平成17年7月16日至平成18年1月16日)	0.74
第15特定期間	(自平成18年1月17日至平成18年7月18日)	2.01
第16特定期間	(自平成18年7月19日至平成19年1月15日)	0.54
第17特定期間	(自平成19年1月16日至平成19年7月17日)	2.17
第18特定期間	(自平成19年7月18日至平成20年1月15日)	0.93
第19特定期間	(自平成20年1月16日至平成20年7月15日)	3.64
第20特定期間	(自平成20年7月16日至平成21年1月15日)	2.35

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額(分配付きの額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

- 平成10年12月30日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始
平成18年1月1日 当ファンドの名称を「ソロモン・ワールド・ボンド・オープン」から「LM・ワールド・ボンド・オープン」に変更
平成18年6月30日 投資顧問会社を「レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に変更
平成21年5月11日 信託終了（繰上償還）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドは平成21年5月11日に繰上償還が行われることとなったため、取得申込の受付を平成21年4月8日をもって終了しており、本書提出日現在、該当事項はありません。

(2)信託約款で定める申込手続等に関する事項等は以下の通りです。

委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

受益権の取得申込を行う投資者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込を行います。受益権の取得申込者は、当ファンドの受益権の当初取得申込に際して、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約を当該販売会社との間に締結します。この契約に基づき、収益分配金は、原則として決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

受益権の取得申込の単位は、10万円以上1円単位とします。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。また、当該基準価額に上記「4.手数料等及び税金(1)申込手数料」に定める料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含む。）が別途かかります。

取得申込代金につきましては、販売会社が定める期日までに販売会社の定める方法により、お申込みの販売会社にお支払いいただきます。

自動けいぞく投資契約により収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。また、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、信託約款の規定に基づき分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1)当ファンドのご換金のお申込みは、販売会社で受け付けます。なお、当ファンドのご換金の方法は、一部解約のほか、買取りがあります。

(2)一部解約の実行の請求（以下「一部解約」ということがあります。）の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約は受け付けできません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

* 2 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに一部解約が行われ、かつ当該一部解約の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の受付を取消することができます。

なお、一部解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約を受付けたものとして、下記(4)に準じて計算された価額とします。

(注)一部解約を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。信託契約の一部解約に係る一部解約を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

(3)一部解約の実行の請求の単位は、1口単位です。

(4)一部解約の価額は、一部解約の受付日の翌営業日の基準価額です。

(5)一部解約に手数料はかかりません。

(6)一部解約代金は、一部解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。ただし、一部解約の受付日の翌営業日から一部解約代金支払日までの間に英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日がある場合は、一部解約代金支払日は一部解約の受付日から起算して6営業日目以降になります。

(7)買取りの請求（以下「買取請求」ということがあります。）の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

* 1 英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、買取請求は受け付けられません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

* 2 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに買取請求が行われ、かつ当該買取請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの買取請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)販売会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益権の買取りを中止すること及びすでに受付けた買取りの請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、下記(9)に準じて計算された価額とします。

(8)買取請求の単位は、1口単位です。

(9)買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りを行う販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします（当該販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額は、免除されることがあります。）。詳細については、販売会社にお問合せください。

(10)買取請求に手数料はかかりません。

(11)買取代金は、買取請求の受付日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。ただし、買取請求の受付日の翌営業日から買取代金支払日までの間に英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日がある場合は、買取代金支払日は買取請求の受付日から起算して6営業日目以降になります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で

表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（当該新聞上での当ファンドの略称：Wボンド）に掲載されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

有価証券等の評価基準及び評価方法等

- a. 国債証券・地方債証券・社債券 法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価します。
- b. 先物取引 法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価します。
- c. 外貨建資産 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
- d. 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないとは判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

原則として、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、無期限としておりましたが、当ファンドの純資産総額が下記「(5)その他 信託契約の解約（繰上償還）」の規定に該当しているため、平成21年5月11日をもって信託を終了（繰上償還）することといたしました。

(4)【計算期間】

原則として毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日まで及び11月16日から翌年1月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.及びb.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.及びb.の信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

g. 上記d. からf. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. の信託約款の変更は行いません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

運用に係る報告

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年5月及び11月の計算期間末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、当ファンドに係る知られたる受益者に対して販売会社を通して交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年1月及び7月の計算期間末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

反対者の買取請求権

上記 に規定する信託契約の解約または上記 に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 のd. または上記 のc. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属す

る受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との投資信託契約にかかる契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約にかかる有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更または当契約を解約することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

2【受益者の権利等】

収益分配金の請求権

- a. 受益者は、当ファンドに係る収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを無手数料で行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、販売会社は再投資に係る受益権の売付けを行いません。

償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
- c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約及び買取り）請求権

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。また、受益者は、販売会社に、1口単位をもって買取りを請求する権利を有します。
- b. 一部解約金及び買取代金は、換金請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払われます。ただし、換金請求受付日の翌営業日から換金代金支払日までの間に英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日がある場合は、換金代金の支払日は換金請求受付日から起算して6営業日目以降になります。
- c. 一部解約金及び買取代金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

異議申立を行った受益者の買取請求権

上記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年1月16日から平成20年7月15日まで）については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成されており、当特定期間（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年1月16日から平成20年7月15日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、当特定期間（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年1月16日から平成20年7月15日まで）及び当特定期間（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

LM・ワールド・ボンド・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年7月15日現在)	当期 (平成21年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	11,020,609	9,082,519
コール・ローン	5,696,236	72,759,167
国債証券	399,264,701	255,105,995
地方債証券	50,674,300	50,333,200
特殊債券	10,213,087	-
社債券	156,928,456	93,133,840
コール・オプション(買)	1,281,682	5,780,339
プット・オプション(買)	553,729	-
派生商品評価勘定	6,163,130	103,712,436
未収入金	-	10,625,275
未収利息	10,200,562	6,746,151
前払費用	981,251	575,493
その他未収収益	52,681	200,822
差入委託証拠金	51,634,912	12,772,837
流動資産合計	704,665,336	620,828,074
資産合計		
	704,665,336	620,828,074
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	31,861,736	13,122,477
未払金	13,027,739	11,674,791
未払収益分配金	4,204,250	3,776,517
未払解約金	-	865,876
未払受託者報酬	81,853	73,282
未払委託者報酬	1,169,276	1,046,852
その他未払費用	24,360	49,893
流動負債合計	50,369,214	30,609,688
負債合計		
	50,369,214	30,609,688
純資産の部		
元本等		
元本	1,051,062,516	944,129,444
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	396,766,394	353,911,058
(分配準備積立金)	24,878,406	18,971,797
純資産合計	654,296,122	590,218,386
負債純資産合計	704,665,336	620,828,074

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 (自平成20年1月16日 至平成20年7月15日)	当期 (自平成20年7月16日 至平成21年1月15日)
営業収益		
受取利息	14,264,474	11,418,577
有価証券売買等損益	22,270,825	13,820,235
派生商品取引等損益	2,498,085	1,808,285
為替差損益	17,133,916	5,311,339
その他収益	1,150,490	451,492
営業収益合計	21,491,692	18,570,680
営業費用		
受託者報酬	252,947	234,131
委託者報酬	3,613,426	3,344,612
その他費用	448,781	425,605
営業費用合計	4,315,154	4,004,348
営業利益又は営業損失()	25,806,846	14,566,332
経常利益又は経常損失()	25,806,846	14,566,332
当期純利益又は当期純損失()	25,806,846	14,566,332
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	243,114	527,565
期首剰余金又は期首欠損金()	379,605,211	396,766,394
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,368,397	45,267,262
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,368,397	45,267,262
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,215,766	4,545,216
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,215,766	4,545,216
分配金	12,750,082	11,905,477
期末剰余金又は期末欠損金()	396,766,394	353,911,058

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日)	当期 (自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1)先物取引・オプション取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成20年7月15日現在)	当期 (平成21年1月15日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	1,051,062,516口	944,129,444口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、396,766,394円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、353,911,058円です。
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	0.6225円	0.6251円
(一万口当たり純資産額)	(6,225円)	(6,251円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 (自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日)	当期 (自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の40相当額を支払っております。	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の40相当額を支払っていましたが、平成20年10月1日より100分の50相当額を支払っております。
2. 分配金の計算過程		
	(平成20年1月16日から 平成20年3月17日までの 計算期間)	(平成20年7月16日から 平成20年9月16日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	3,388,622円	3,440,008円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	5,498,238円	5,565,118円
分配準備積立金額	27,395,899円	24,356,895円
当ファンドの分配対象収益額	36,282,759円	33,362,021円
当ファンドの期末残存口数	1,074,064,811口	1,032,938,272口
1万口当たり収益分配対象額	337.80円	322.97円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	4,296,259円	4,131,753円
	(平成20年3月18日から 平成20年5月15日までの 計算期間)	(平成20年 9月17日から 平成20年11月17日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	3,623,543円	2,339,175円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	5,533,785円	5,471,050円
分配準備積立金額	26,105,123円	22,807,394円
当ファンドの分配対象収益額	35,262,451円	30,617,619円
当ファンドの期末残存口数	1,062,393,340口	999,301,966口
1万口当たり収益分配対象額	331.90円	306.38円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	4,249,573円	3,997,207円
	(平成20年5月16日から 平成20年7月15日までの 計算期間)	(平成20年11月18日から 平成21年 1月15日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	3,969,190円	2,846,938円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	5,568,640円	5,249,442円
分配準備積立金額	25,113,466円	19,901,376円
当ファンドの分配対象収益額	34,651,296円	27,997,756円
当ファンドの期末残存口数	1,051,062,516口	944,129,444口
1万口当たり収益分配対象額	329.67円	296.54円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	4,204,250円	3,776,517円

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

前期 (自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日)	当期 (自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日)
該当事項はありません。	繰上償還に関して 委託者は、当ファンドの受益権総口数が信託約款第47条第2項に規定する口数を下回ったことから、信託約款に基づき、平成21年5月11日をもって当ファンドの信託契約を解約し信託を終了することを、平成21年3月31日付で決定しました。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 (自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日)	当期 (自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日)
期首元本額	1,111,739,433円	1,051,062,516円
期中追加設定元本額	11,906,267円	11,963,189円
期中解約元本額	72,583,184円	118,896,261円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成20年7月15日現在)		当期 (平成21年1月15日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含ま れた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含ま れた評価差額 (円)
国債証券	399,264,701	4,161,051	255,105,995	10,398,463
地方債証券	50,674,300	82,350	50,333,200	22,850
特殊債券	10,213,087	186,521	-	-
社債券	156,928,456	7,241,570	93,133,840	1,338,118
合計	617,080,544	11,298,450	398,573,035	9,083,195

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日)	当期 (自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日)
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引及び債券先物オプション取引、通貨関連では為替予約取引、金利関連では金利先物取引及び金利先物オプション取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針	独立した先物戦略及び為替戦略により、債券先物取引及び債券先物オプション取引、為替予約取引、金利先物取引及び金利先物オプション取引を活用して超過収益の獲得を目指しております。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。	同左
4.取引に係るリスクの内容	債券先物取引及び債券先物オプション取引、金利先物取引及び金利先物オプション取引は、市場金利の変動によるリスク、為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	前期（平成20年7月15日現在）				当期（平成21年1月15日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超(円)	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超(円)	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引	債券先物取引 売建	574,519,864	-	574,471,548	48,316	430,101,663	-	439,220,495	9,118,832
	買建	625,351,031	-	625,186,567	164,464	681,683,317	-	693,682,797	11,999,480
	債券先物オプション取引 買建								
	コール	275,779,890 (1,267,562)	-	953,344	314,218	203,967,225 (1,806,508)	-	3,169,880	1,363,372
	プット	302,018,980 (1,557,381)	-	553,729	1,003,652	-	-	-	-
合計		1,777,669,765	-	1,201,165,188	1,434,018	1,315,752,205	-	1,136,073,172	4,244,020

(注) 時価の算定方法

A 外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

- 1) 外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3) 契約額等のうち、()内はオプション料であります。

通貨関連

区分	種類	前期（平成20年7月15日現在）				当期（平成21年1月15日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建								
	米ドル	69,014,586	-	69,651,073	636,487	59,603,625	-	54,740,262	4,863,363
	カナダドル	28,840,821	-	29,777,192	936,371	22,286,050	-	18,903,188	3,382,862
	ユーロ	295,645,321	-	306,959,938	11,314,617	195,495,366	-	172,923,049	22,572,317
	英ポンド	248,750,570	-	258,025,103	9,274,533	202,165,124	-	153,233,113	48,932,011
	ノルウェークロー ネ	61,067,407	-	62,637,079	1,569,672	25,887,689	-	22,497,968	3,389,721
	デンマーククロ ネ	9,158,331	-	9,593,867	435,536	2,495,369	-	2,165,290	330,079
	ハンガリーフォ リント	1,899,298	-	2,173,612	274,314	1,487,397	-	1,251,600	235,797
	ポーランドズロ チ	41,953,658	-	45,908,034	3,954,376	28,369,608	-	21,194,033	7,175,575
	オーストラリア ドル	9,755,562	-	10,236,823	481,261	5,179,236	-	4,595,182	584,054
	買建								
	米ドル	58,695,360	-	59,188,468	493,108	13,826,800	-	13,289,862	536,938
	カナダドル	6,047,883	-	6,210,340	162,457	-	-	-	-
	ユーロ	25,170,160	-	25,263,000	92,840	52,733,920	-	50,481,690	2,252,230
	英ポンド	-	-	-	-	4,760,100	-	3,907,800	852,300
	ノルウェークロ ネ	48,874,225	-	50,479,364	1,605,139	-	-	-	-
	オーストラリア ドル	6,989,500	-	7,193,200	203,700	3,062,500	-	2,947,500	115,000
合計		911,862,682	-	943,297,093	26,319,923	617,352,784	-	522,130,537	87,709,311

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

金利関連

区分	種類	前期（平成20年7月15日現在）				当期（平成21年1月15日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引	金利先物取引 買建	127,821,432	-	128,558,897	737,465	-	-	-	-
	金利先物オプ ション取引 買建 コール	221,602,273 (405,436)	-	328,338	77,098	61,595,100 (1,834,817)	-	2,610,459	775,642
合計		349,423,705	-	128,887,235	660,367	61,595,100	-	2,610,459	775,642

(注) 時価の算定方法

A 外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

- 1) 外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3) 契約額等のうち、()内はオプション料であります。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
日本円	地方債証券 計	ONTARIO PROVINCE	50,000,000	50,333,200		
			50,000,000	50,333,200		
日本円計				50,333,200		
米ドル	国債証券 計 (邦貨換算額)	US TREASURY NOTE	160,000.00	192,125.00		
			160,000.00	192,125.00		
				(17,145,235)		
		社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	40,000.00	40,466.30	
			HSBC HOLDING PLC	40,000.00	40,793.19	
			ING GROEP NV FRN	54,000.00	26,606.66	
			PROCTER & GAMBLE	40,000.00	41,458.99	
			UNITED PARCEL	20,000.00	21,426.13	
		計		194,000.00	170,751.27	
					(15,237,843)	
米ドル計 (邦貨換算額)				362,876.27		
				(32,383,078)		
カナダドル	国債証券 計 (邦貨換算額)	CANADIAN GOVT	240,000.00	269,290.87		
			240,000.00	269,290.87		
				(19,318,927)		
				269,290.87		
カナダドル計 (邦貨換算額)				(19,318,927)		
ユーロ	国債証券 計 (邦貨換算額)	BUNDES REPUBLIC DE FRANCE O.A.T.	188,000.00	201,363.01		
			270,000.00	268,934.40		
		計	458,000.00	470,297.41		
				(55,368,114)		
		社債券	ABN AMRO BANK NV	56,000.00	19,596.58	
			ALLIANC LEIC BLD	50,000.00	49,630.40	
			AVIVA PLC FRN	20,000.00	13,194.60	
			BARCLAYS BANK PLC	50,000.00	51,987.73	
			FORTIS BANK SA/NV	55,000.00	55,413.10	
			HT1 FUNDING GMBH FRN	10,000.00	3,001.70	
			ING GROEP NV FRN	19,000.00	10,904.86	
			LLOYDS TSB BANK PLC FRN	56,000.00	33,085.99	
			MERRILL LYNCH	50,000.00	49,753.40	
			MUNICH RE FRN	50,000.00	30,800.00	
			ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	50,000.00	51,953.08	
			STANDARD CHARTERED BANK	50,000.00	45,981.85	
			UNICREDITO ITAL CAP FRN	50,000.00	26,184.61	
		計		566,000.00	441,487.90	
					(51,976,370)	
ユーロ計 (邦貨換算額)				911,785.31		
				(107,344,484)		
英ポンド	国債証券 計 (邦貨換算額)	UK TREASURY	80,000.00	84,100.23		
		UK TREASURY	760,000.00	824,195.68		
		計	840,000.00	908,295.91		
				(118,405,454)		
		社債券	ABBAY NATIONAL PLC FRN	60,000.00	40,590.00	
			DIGNITY FINANCE PLC	21,228.86	19,533.86	
			GE CAPITAL UK FUNDING	20,000.00	20,488.66	
	HSBC CAPITAL FDG FRN	55,000.00	53,555.93			
	KBC BANK NV FRN	63,000.00	32,926.38			
	UNICREDITO ITAL CAP FRN	50,000.00	31,710.00			

	計 (邦貨換算額)		269,228.86	198,804.83
英ポンド計 (邦貨換算額)				(25,916,197)
ノルウェークローネ	国債証券	NORWAY GOVT		1,107,100.74
		NORWAY GOVT		(144,321,651)
		NORWAY GOVT	310,000.00	357,255.62
			980,000.00	1,080,959.60
			300,000.00	316,578.75
	計 (邦貨換算額)		1,590,000.00	1,754,793.97
ノルウェークローネ計 (邦貨換算額)				(21,829,636)
デンマーククロネ	社債券	NORDEA KREDIT	163.00	162.05
		NYKREDIT	55.00	55.04
	計 (邦貨換算額)		218.00	217.09
デンマーククロネ計 (邦貨換算額)				(3,430)
ハンガリーフォリント	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT BOND		217.09
	計 (邦貨換算額)			(3,430)
ハンガリーフォリント計 (邦貨換算額)			3,270,000.00	2,885,819.96
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT	3,270,000.00	2,885,819.96
		POLAND GOVT		(1,217,527)
		POLAND GOVT		2,885,819.96
	計 (邦貨換算額)			(1,217,527)
ポーランドズロチ計 (邦貨換算額)			140,000.00	140,246.11
			254,000.00	272,022.31
			350,000.00	364,007.00
	計 (邦貨換算額)		744,000.00	776,275.42
ポーランドズロチ計 (邦貨換算額)				(21,821,102)
				776,275.42
				(21,821,102)
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				398,573,035
				(348,239,835)

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 1銘柄	52.9%	9.3%
	社債券 5銘柄	47.1%	
カナダドル	国債証券 1銘柄	100.0%	5.5%
ユーロ	国債証券 2銘柄	51.6%	30.8%
	社債券 13銘柄	48.4%	
英ポンド	国債証券 2銘柄	82.0%	41.5%
	社債券 6銘柄	18.0%	
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	100.0%	6.3%
デンマーククロネ	社債券 2銘柄	100.0%	0.0%
ハンガリーフォリント	国債証券 1銘柄	100.0%	0.3%
ポーランドズロチ	国債証券 3銘柄	100.0%	6.3%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(3)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(3)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

金利関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 金利関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年2月末現在

資産総額	620,506,693円
負債総額	50,014,940円
純資産総額(-)	570,491,753円
発行済口数	940,143,895口
1口当たり純資産額(/)	0.6068円
(1万口当たり純資産額)	(6,068円)

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	17,976,310,000	1,354,390,823
第2特定期間	222,790,000	6,820,158,858
第3特定期間	87,121,821	3,391,147,102
第4特定期間	62,923,033	1,861,080,408
第5特定期間	57,639,515	576,993,866
第6特定期間	47,976,763	248,675,100
第7特定期間	40,987,481	224,803,503
第8特定期間	29,172,929	646,773,583
第9特定期間	24,603,121	456,866,237
第10特定期間	21,336,694	186,377,344
第11特定期間	21,631,182	345,645,663
第12特定期間	20,277,965	166,852,514
第13特定期間	19,210,756	106,449,217
第14特定期間	18,561,056	241,387,261
第15特定期間	16,247,805	282,856,559
第16特定期間	14,498,667	115,726,026
第17特定期間	13,440,629	474,227,141
第18特定期間	12,592,707	95,171,486
第19特定期間	11,906,267	72,583,184
第20特定期間	11,963,189	118,896,261

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	1,000百万円
委託会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	78,270株
主な資本金の額の増減	

平成20年3月30日に、資本金の額を3,913百万円から1,000百万円に減資しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までにこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの運用指図は、ファンドの約款等に定められている運用の基本方針に基づき、東京運用委員会の決定する運用方針に沿って、運用部のポートフォリオ・マネジャーが行います。

東京運用委員会は、各地域の経済・政治動向等の分析をもとにファンドに係る運用方針を立案します。ポートフォリオ・マネジャーは東京運用委員会の立案した投資方針に基づいて、各ファンドの投資方針、投資制限を考慮しつつ運用計画書を作成し、ファンド毎に銘柄選定、有価証券の売買の指図を実行します。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

(2) 平成21年2月末現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種 類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	34	429,153
合 計	34	429,153

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に従って作成しております。また、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第11期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により監査及び中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
I 流動資産							
現金及び預金			725,084			768,672	
貯蔵品			-			9,968	
前払費用			15,400			26,739	
未収委託者報酬			418,750			397,732	
未収投資顧問料			195,476			221,935	
未収入金			3,032			23,481	
その他未収収益			57,502			21,060	
流動資産合計			1,415,246	53.5		1,469,590	53.1
固定資産							
有形固定資産	1		58,639	2.2		488,371	17.7
建物		15,108			327,824		
器具備品		30,404			160,099		
建設仮勘定		13,127			446		
無形固定資産	1		758	0.0		13,722	0.5
ソフトウェア		758			13,722		
投資その他の資産			1,171,275	44.3		794,709	28.7
投資有価証券		589,177			291,860		
長期差入保証金		158,740			148,588		
預託金		26,000			25,000		
長期性預金		299,112			280,532		
前払年金費用		98,244			48,728		
固定資産合計			1,230,674	46.5		1,296,803	46.9
資産合計			2,645,921	100.0		2,766,394	100.0

区 分	注記 番号	第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
未払金			241,353			197,330	
未払手数料		177,029			163,331		
未払消費税等		64,323			33,999		
未払費用			774,156			771,682	
未払法人税等			14,273			1,667	
前受金			16,864			13,800	
預り金			28,664			12,228	
賞与引当金			54,627			211,040	
流動負債合計			1,129,939	42.7		1,207,749	43.6
固定負債							
退職給付引当金			139,566			120,986	
役員退職慰労引当金			184,247			191,308	
固定負債合計			323,814	12.2		312,294	11.3
負債合計			1,453,754	54.9		1,520,043	54.9
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			3,913,500			1,000,000	
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		3,693,500			226,405		
資本剰余金合計			3,693,500			226,405	
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		1,658			-		
(2) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		6,382,252			19,944		
利益剰余金合計			6,380,594			19,944	
株主資本合計			1,226,405			1,246,350	
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金			37,271			-	
2. 繰延ヘッジ損益			3,032			-	
評価・換算差額等合計			34,238			-	
純資産合計			1,192,167	45.1		1,246,350	45.1
負債・純資産合計			2,645,921	100.0		2,766,394	100.0

(2) 【損益計算書】

区 分	注記 番号	第9期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第10期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業 の 部	1	営業収益					
		委託者報酬		5,635,310		6,700,313	
		投資顧問料		594,607		599,999	
		その他営業収益		104,602		127,872	
		営業収益計		6,334,520	100.0	7,428,185	100.0
		営業費用					
		支払手数料		2,552,607		2,978,026	
		広告宣伝費		61,385		69,695	
		公告費		3,976		2,408	
		調査費		1,688,396		1,989,938	
		調査費	43,080			66,913	
		委託調査費	1,644,127			1,921,715	
		図書費	1,188			1,309	
		委託計算費		85,880		86,319	
		営業雑経費		144,663		171,567	
		通信費	35,104			52,125	
		印刷費	104,114			114,036	
		協会費	5,309			5,206	
		諸会費	135			199	
		営業費用計		4,536,910	71.6	5,297,955	71.3
一般管理費							
給料		986,761		1,116,704			
役員報酬	109,990			140,465			
給料・手当	709,799			753,696			
賞与	3,625			-			
賞与引当金繰入額	159,777			210,612			
退職金	3,568			11,929			
交際費		6,966		8,636			
寄付金		98		-			
旅費交通費		31,746		40,095			
租税公課		24,943		11,910			
不動産賃借料		124,606		211,751			
退職給付費用		101,488		116,539			
役員退職慰労引当金繰入		34,162		7,060			
固定資産減価償却費		34,048		57,898			
諸経費		293,759		329,644			
一般管理費計	3	1,638,580	25.9	1,900,241	25.6		
営業利益		159,029	2.5	229,988	3.1		
営業外 損益 の 部		営業外収益					
		受取利息		298		482	
		受取配当金		623		825	
		為替差益		-		37,078	
		その他		33		2,187	
		営業外収益計		955	0.0	40,574	0.5
営業外費用							
為替差損		26,012		-			
投資有価証券売却損		-		41,888			
その他		1,823		-			
営業外費用計		27,836	0.4	41,888	0.5		
経常利益		132,148	2.1	228,674	3.1		
特別 損益 の 部	4	特別利益					
		過年度費用負担調整益		16,522		-	
		特別利益計		16,522	0.3	-	
		特別損失					
		固定資産除却損		4,440		4,202	
投資有価証券評価損		-		183,531			
事務所移転費用		-		18,706			
特別損失計		4,440	0.1	206,440	2.8		
税引前当期純利益		144,230	2.3	22,234	0.3		
法人税等	2	3,800	0.1	2,290	0.0		
当期純利益		140,430	2.2	19,944	0.3		

(3)【株主資本等変動計算書】

第9期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

項目	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高 （千円）	3,913,500	3,693,500	1,658	6,522,682	1,085,975
事業年度中の変動額					
当期純利益				140,430	140,430
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計 （千円）				140,430	140,430
平成19年3月31日残高 （千円）	3,913,500	3,693,500	1,658	6,382,252	1,226,405

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 （千円）	-	-	-	1,085,975
事業年度中の変動額				
当期純利益				140,430
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	37,271	3,032	34,238	34,238
事業年度中の変動額合計 （千円）	37,271	3,032	34,238	106,192
平成19年3月31日残高 （千円）	37,271	3,032	34,238	1,192,167

第10期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

項目	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高 （千円）	3,913,500	3,693,500	1,658	6,382,252	1,226,405
事業年度中の変動額					
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の 取り崩しによる繰越欠損金の補填	2,913,500	3,467,094	1,658	6,382,252	-
当期純利益				19,944	19,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計 （千円）	2,913,500	3,467,094	1,658	6,402,196	19,944
平成20年3月31日残高 （千円）	1,000,000	226,405	-	19,944	1,246,350

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 （千円）	37,271	3,032	34,238	1,192,167
事業年度中の変動額				
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の 取り崩しによる繰越欠損金の補填				-
当期純利益				19,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	37,271	3,032	34,238	34,238
事業年度中の変動額合計 （千円）	37,271	3,032	34,238	54,183
平成20年3月31日残高 （千円）	-	-	-	1,246,350

重要な会計方針

項目	第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>		<p>その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左</p>	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ 為替予約取引 時価法</p>		<p>デリバティブ 為替予約取引 同 左</p>	
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8年～15年 器具備品 4～8年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>		<p>(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年～18年 器具備品 4～8年</p> <p>(2)無形固定資産 同 左</p>	
4. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額のうち当期末までの期間に係る部分の金額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>		<p>(1)賞与引当金 同 左</p> <p>(2)退職給付引当金 同 左</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 同 左</p>	
5. リース取引の処理方法	<p>リ・ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>		<p>同 左</p>	
6. ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 外貨建その他有価証券</p> <p>(3)ヘッジ方針 外貨建その他有価証券の為替リスクを回避する目的で為替予約を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。</p>		<p>-</p>	
7. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。</p>		<p>(1)消費税等の会計処理 同 左</p>	

会計処理の変更

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は1,192,167千円であります。</p>	-

	<p>（固定資産の減価償却方法） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ3,065千円減少しております。</p>
--	---

追加情報

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>（ストック・オプション等に関する会計基準） 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。なお、当社は、当事業年度より、親会社であるレック・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、上記会計基準及び適用指針に準じた方法により会計処理をしております。</p>	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)
<p>1 固定資産の減価償却累計額 建物 18,577千円 器具備品 32,402千円 ソフトウェア 7,663千円</p> <p>2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 1,037千円</p>	<p>1 固定資産の減価償却累計額 建物 13,252千円 器具備品 21,227千円 ソフトウェア 1,303千円</p> <p>2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 724千円</p>

（損益計算書関係）

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内</p> <p>2 法人税等は住民税であります。</p> <p>3 関係会社との取引 諸経費 1,037千円</p> <p>4 固定資産除却損は、器具備品4,440千円であります。</p>	<p>1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内</p> <p>2 法人税等は住民税であります。</p> <p>3 関係会社との取引 諸経費 3,060千円</p> <p>4 固定資産除却損は、器具備品4,202千円であります。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
発行済株式に関する事項									
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加 株式数(株)	当事業年度 減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)	株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加 株式数(株)	当事業年度 減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270	普通株式	78,270	-	-	78,270

（リース取引関係）

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	同 左

（有価証券関係）

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)

<p>1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)</p> <p>(1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>取得原価</td> <td style="text-align: right;">610,000</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td style="text-align: right;">572,729</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">37,271</td> </tr> </table> <p>2. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円)</p> <p>(1) その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く) 貸借対照表計上額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">16,448</td> </tr> </table> <p>(注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。</p>	取得原価	610,000	貸借対照表計上額	572,729	差額	37,271		16,448	<p>1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)</p> <p>(1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>取得原価</td> <td style="text-align: right;">458,942</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td style="text-align: right;">275,411</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">183,531</td> </tr> </table> <p>(注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。 当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損183,531千円を計上しております。 なお、減損処理は、時価が取得価額の30%以上下落し、1年以内に回復の可能性が無い場合に行っております。</p> <p>(単位：千円)</p> <p>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>売却額</td> <td style="text-align: right;">109,169</td> </tr> <tr> <td>売却益の合計額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>売却損の合計額</td> <td style="text-align: right;">41,888</td> </tr> </table> <p>3. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円)</p> <p>(1) その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く) 貸借対照表計上額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">16,448</td> </tr> </table> <p>(注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。</p>	取得原価	458,942	貸借対照表計上額	275,411	差額	183,531	売却額	109,169	売却益の合計額	-	売却損の合計額	41,888		16,448
取得原価	610,000																						
貸借対照表計上額	572,729																						
差額	37,271																						
	16,448																						
取得原価	458,942																						
貸借対照表計上額	275,411																						
差額	183,531																						
売却額	109,169																						
売却益の合計額	-																						
売却損の合計額	41,888																						
	16,448																						

（デリバティブ取引関係）

第9期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）																			
<p>1. 取引の状況に関する事項 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、為替予約取引を利用してヘッジ会計を行っております。ヘッジ会計の方法は、重要な会計方針に記載の通りであります。</p> <p>取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 当社のデリバティブ取引は、全てヘッジ会計が適用されているため、省略しております。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。</p> <p>取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 通貨関連 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">契約額等</th> <th rowspan="2">時価</th> <th rowspan="2">評価損益</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち1年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市場取引以外の取引</td> <td>為替予約取引 売建 米ドル</td> <td style="text-align: right;">321,000</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">297,518</td> <td style="text-align: right;">23,481</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">321,000</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">297,518</td> <td style="text-align: right;">23,481</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. 時価の算定方法 期末の時価は先物相場を使用しております。</p>	区分	種類	契約額等		時価	評価損益		うち1年超	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	321,000	-	297,518	23,481	合計	321,000	-	297,518	23,481
区分	種類			契約額等				時価	評価損益											
			うち1年超																	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	321,000	-	297,518	23,481															
	合計	321,000	-	297,518	23,481															

（退職給付関係）

第9期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">379,260千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">337,938千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">41,322千円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">98,244千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">139,566千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 101,488千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 割引率 1.3 % 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。</p>	退職給付債務	379,260千円	年金資産	337,938千円	未積立退職給付債務	41,322千円	前払年金費用	98,244千円	退職給付引当金	139,566千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">355,245千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">282,987千円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">72,258千円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">48,728千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">120,986千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 116,539千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 割引率 1.3 % 同左</p>	退職給付債務	355,245千円	年金資産	282,987千円	未積立退職給付債務	72,258千円	前払年金費用	48,728千円	退職給付引当金	120,986千円
退職給付債務	379,260千円																				
年金資産	337,938千円																				
未積立退職給付債務	41,322千円																				
前払年金費用	98,244千円																				
退職給付引当金	139,566千円																				
退職給付債務	355,245千円																				
年金資産	282,987千円																				
未積立退職給付債務	72,258千円																				
前払年金費用	48,728千円																				
退職給付引当金	120,986千円																				

（ストック・オプション等関係）

第9期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
<p>1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 1,037千円</p> <p>2. スtock・オプション等の内容 当社は、当事業年度より、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。</p>	<p>1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,060千円</p> <p>2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。</p>

（税効果会計関係）

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
繰延税金資産の発生的主要原因別内訳		繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	
	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,319,072	税務上の繰越欠損金	1,129,981
賞与引当金	22,233	賞与引当金	85,893
役員退職慰労引当金	74,989	役員退職慰労引当金	77,862
退職給付引当金	56,804	退職給付引当金	49,241
未払費用	47,373	未払費用	62,966
有価証券評価損	34,005	有価証券評価損	108,702
前払年金費用認容	39,985	前払年金費用認容	19,832
繰延税金資産小計	<u>1,514,491</u>	繰延税金資産小計	<u>1,494,814</u>
評価性引当額	<u>1,514,491</u>	評価性引当額	<u>1,494,814</u>
繰延税金資産合計	<u><u>-</u></u>	繰延税金資産合計	<u><u>-</u></u>

(関連当事者との取引)

第9期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	レグ・メイソン・インク	米国メリーランド州	百万米ドル 13	持株会社	被所有直接 100%	2人	-	諸経費の支払 (注1)	千円 1,037	未払費用	千円 1,037

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1)諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 8,994	その他未収収益	千円 8,943
								投資顧問報酬の支払 (注1)	401,050	未払費用	144,194
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国カリフォルニア州	米ドル 500	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 241,179	未払費用	千円 242,958
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアメルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 217,402	未払費用	千円 109,180
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント(株)	東京都千代田区	億円 10	金融業	-	-	投資顧問契約	長期差入保証金の差入	千円 72,745	長期差入保証金	千円 72,745
								投資顧問報酬の支払 (注1)	133,329	未払費用	26,342
親会社の子会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 2,936	未払費用	千円 1,437
親会社の子会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 16,732	その他未収収益	千円 8,070
								投資顧問報酬の支払 (注1)	298,505	未払費用	97,562
親会社の子会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・(ヨーロッパ)リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 8	金融業	-	-	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 39,981	その他未収収益	千円 40,488

親会社の子会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 3,360	未払費用	千円 2,054
親会社の子会社	レグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州	千米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 391	未払費用	千円 391
親会社の子会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州	米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 129,072	未払費用	千円 45,925
親会社の子会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	調査費・諸経費の支払	千円 14,335	未払費用	千円 8,294
親会社の子会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア メルボルン	百万豪ドル 5.3	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 160,208	-	千円 -
親会社の子会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・(ルクセンブルグ)エス・エイ	ルクセンブルグ	万米ドル 97	金融業	-	-	サービス契約	その他営業収益の受取(注2)	千円 38,894	-	-
親会社の子会社	ソロモン・ブラザーズアセット・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 12,131	-	-
親会社の子会社	レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	備品購入	千円 3,299	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 投資顧問報酬の支払は、国内投信及び国内年金に対する支払で、料率は各投信、各年金毎に個別に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

第10期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	レグ・メイソン・インク	米国メリーランド州	百万米ドル 13	持株会社	被所有直接 100%	-	-	諸経費の支払 (注1)	千円 3,060	未払費用	千円 724

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 6,485	その他未収収益	千円 1,509
								投資顧問報酬の支払 (注1)	653,410	未払費用	156,688
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー	米国カリフォルニア州	米ドル 500	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 327,280	未払費用	千円 72,937
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアメルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 394,868	未払費用	千円 98,734
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメン(株)	東京都千代田区	億円 10	金融業	-	-	投資顧問契約	長期差入保証金の差入	千円 72,745	長期差入保証金	千円 145,490
								投資顧問報酬・諸経費の支払 (注1)	62,757	未払費用	12,581
親会社の子会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬・諸経費の支払 (注1)	千円 25,610	未払費用	千円 21,213
親会社の子会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 29,251	その他未収収益	千円 7,870
								投資顧問報酬の支払 (注1)	155,914	未払費用	38,217
親会社の子会社	レグ・メイソン・インベストメンツ(ヨーロッパ)リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 8	金融業	-	-	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 92,135	その他未収収益	千円 11,680

親会社の子会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 11,422	未払費用	千円 3,063
親会社の子会社	レッグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州	千米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 3,653	未払費用	千円 653
親会社の子会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州	米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 195,009	未払費用	千円 43,943
親会社の子会社	レッグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	調査費・諸経費の支払	千円 37,323	未払費用	千円 12,901
親会社の子会社	レッグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州	米ドル 1	サービス業	-	-	サービス契約	諸経費の支払	千円 116,163	未払費用	千円 116,163
親会社の子会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 36,235	未払費用	千円 14,014

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 投資顧問報酬の支払は、国内投信及び国内年金に対する支払で、料率は各投信、各年金毎に個別に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

(1株当たり情報)

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,231円47銭	1株当たり純資産額	15,923円73銭
1株当たり当期純利益	1,794円18銭	1株当たり当期純利益	254円82銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	140,430千円	当期純利益	19,944千円
普通株式に帰属しない金額	0	普通株式に帰属しない金額	0
普通株式に係る当期純利益	140,430千円	普通株式に係る当期純利益	19,944千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第9期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第11期中間会計期間末
(平成20年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		530,239
未収委託者報酬		343,342
未収運用受託報酬		286,126
未収入金		9,340
前払費用		24,590
その他未収収益		23,458
流動資産計		1,217,098
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	331,855
器具備品	1	149,502
有形固定資産計		481,358
無形固定資産		
ソフトウェア		13,830
無形固定資産計		13,830
投資その他の資産		
投資有価証券		222,739
長期差入保証金		148,588
長期性預金		360,705
前払年金費用		117,568
投資その他の資産計		849,602
固定資産計		1,344,791
資産合計		2,561,889

(単位：千円)

第11期中間会計期間末
(平成20年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払手数料	148,423
未払消費税等	30,073
未払法人税等	6,900
前受金	14,948
賞与引当金	95,025
未払費用	614,513
預り金	13,567
流動負債計	923,452
固定負債	
退職給付引当金	203,857
役員退職慰労引当金	247,082
固定負債計	450,940
負債合計	1,374,392
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	23,047
利益剰余金計	23,047
株主資本計	1,249,453
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	61,957
評価・換算差額等計	61,957
純資産合計	1,187,496
負債・純資産合計	2,561,889

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第11期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			2,951,767
運用受託報酬			377,030
その他営業収益			50,438
営業収益計			3,379,236
営業費用			
一般管理費	1	2	903,487
営業利益			46,618
営業外収益			
受取利息			375
受取配当金			707
営業外収益計			1,083
営業外費用			
為替差損			35,535
営業外費用計			35,535
経常利益			12,166
特別損失			
投資有価証券評価損			7,163
特別損失計			7,163
税引前中間純利益			5,003
法人税、住民税及び事業税			1,900
法人税等合計			1,900
中間純利益			3,103

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第11期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	226,405
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	226,405
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	19,944
当中間期変動額	
中間純利益	3,103
当中間期変動額合計	3,103
当中間期末残高	23,047
株主資本合計	
前期末残高	1,246,350
当中間期変動額	
中間純利益	3,103
当中間期変動額合計	3,103
当中間期末残高	1,249,453
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	61,957
当中間期変動額合計	61,957
当中間期末残高	61,957

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) デリバティブ 為替予約取引 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 12～18年 器具備品 4～8年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース取引開始日が適用初年度の開始前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
(リース取引に関する会計基準等) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度の開始前のリース取引については、改正前のリース取引に関する会計基準等に従って処理しております。

表示方法の変更

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)

(中間貸借対照表)

前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「未収運用受託報酬」として計上しております。

(中間損益計算書)

前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第11期中間会計期間末 平成20年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	23,663千円
器具備品	35,837千円
2 関係会社に対する資産及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
未払費用	1,311千円

(中間損益計算書関係)

第11期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	25,020千円
無形固定資産	1,649千円
2 関係会社との取引	
一般管理費	2,097千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第11期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末(株)	当中間会計期間増加(株)	当中間会計期間減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

(リ - ス取引関係)

第11期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。	

（有価証券関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 末 平成20年9月30日 現在	
1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)	
(1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券 取得原価 中間貸借対照表計上額 差額	275,411 213,454 61,957
2. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円)	
区分	中間貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く） 中間貸借対照表計上額	9,285
(注) 表中の中間貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損7,163千円を計上しております。	

（デリバティブ取引関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)					
1. 取引の状況に関する事項 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。					
2. 取引の時価等に関する事項 通貨関連 (単位：千円)					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	270,487	-	261,147	9,340
(注) 1. 時価の算定方法 中間期末の時価は先物相場を使用しております。					

（ストック・オプション等関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)	
1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名 一般管理費 2,097千円	
2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	

（一株当たり情報）

第 11 期 中 間 会 計 期 間

(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

1株当たり純資産額	15,171.79円
1株当たり中間純利益金額	39.64円

(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	3,103千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	3,103千円
期中平均株式数	78,270株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

また、委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

平成20年12月末現在 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。なお、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(2) ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（「投資顧問会社」）

資本金の額

平成20年3月末現在 13百万米国ドル（約1,271百万円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成21年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル=97.81円）によります。）

事業の内容

英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3) ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（「投資顧問会社」）

資本金の額

平成20年3月末現在 500米国ドル（48,905円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成21年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル=97.81円）によります。）

事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(4) 三菱UFJ証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

平成20年12月末現在 65,518百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額

平成20年9月末現在 10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図を行います。

(3)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

届出会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【参考情報】

当特定期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

平成20年7月22日 臨時報告書

平成20年9月24日 臨時報告書

平成20年10月9日 有価証券報告書

平成20年10月9日 有価証券届出書

平成20年11月20日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年4月8日

レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ワールド・ボンド・オープンの平成20年7月16日から平成21年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ワールド・ボンド・オープンの平成21年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、委託者は、当ファンドについて平成21年3月31日付けで信託約款に基づき、信託契約を解約し信託を終了することを決定した。

レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月23日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 澤 口 雅 昭
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月26日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年9月16日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ワールド・ボンド・オープンの平成20年1月16日から平成20年7月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ワールド・ボンド・オープンの平成20年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
なお、前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月27日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 澤 口 雅 昭
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。